

あなたに、みんなに
安心の暮らしを

国民健康保険

国民健康保険は、加入されているみなさんの納める国民健康保険税(国保税)により運営されています。国保税は納期内に納めていただくとともに、医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品の活用や、健康診断の受診による早期発見・早期治療に努めましょう。

◆新しい保険証「グリーン色」を郵送

現在ご使用の保険証は、3月末で有効期限切れとなります。4月1日から使用できる新しい保険証を、3月末までに簡易書留で郵送します。

※期限切れの保険証は、各自で処分をお願いします。

◆次の方はご注意ください

① 4月2日以降に75歳に到達する方

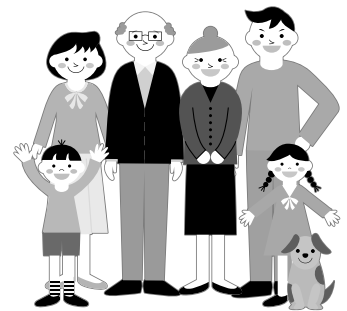
保険証の有効期限は、75歳の誕生日の前日です。誕生日までに、後期高齢者医療制度の保険証をお渡しします。

② 右上に◎と表示のある保険証をお持ちの方で、4月1日以降65歳に到達する方

保険証に誕生月の末日(誕生日が月の初日の場合は前月の末日)までが、退職者医療制度の対象である旨が記載されています。

また、退職者に扶養されていた方で、退職者本人が先に65歳に到達する場合、退職者本人と同日までが、退職者医療制度の対象である旨が記載されています。

※いずれの場合も、誕生月の末日以降も同じ保険証をそのまま利用できません。



◆転出、社保加入の場合は必ず14日以内に届出を

転出したり、会社の健康保険に加入した場合は、忘れずに保険証を返還し、国保の資格を喪失する手続きを14日以内にてください。

◆国保加入の学生の方へ

在学のため、住所が就学地にある場合、4月1日以降の在学証明書を持参のうえ申請してください。(申請がないと保険証は交付されません。)なお、この保険証を交付されていた方が卒業した場合は、ただちに保険証を返還し、国保の資格を喪失する手続きをしてください。

◆「柔道整復師の施術」を受けられる方へ

健康保険等が使える場合の治療の対象となる負傷は、次

のとおりです。

① 医師や柔道整復師に、骨折脱臼、打撲及び捻挫等(肉離れを含む。)と診断または判断され、施術を受けたとき。
(※骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要。)

② 骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

※内科的原因による疾患など、健康保険等の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

重複受診はやめましょう!

同じ疾患で、複数の医療機関にかかる「重複受診」はやめましょう。医療費が増加するばかりでなく、検査や薬が重複することで、かえって体に悪影響を与えてしまう心配もあります。

あなたに適した受診方法を相談してみませんか?

市では、現在医療機関を重複受診、または回数を多く受診している方を対象に、看護師2名による訪問相談・指導等を実施しています。訪問相談・指導等をご希望の方は、お問い合わせください。



■問い合わせ 市民課国保医療担当
内線127～129・137